

P T Aのしおりと会則

卒業時まで保存

西東京市立谷戸小学校 P T A

西東京市緑町 3 丁目 1 番 1 号

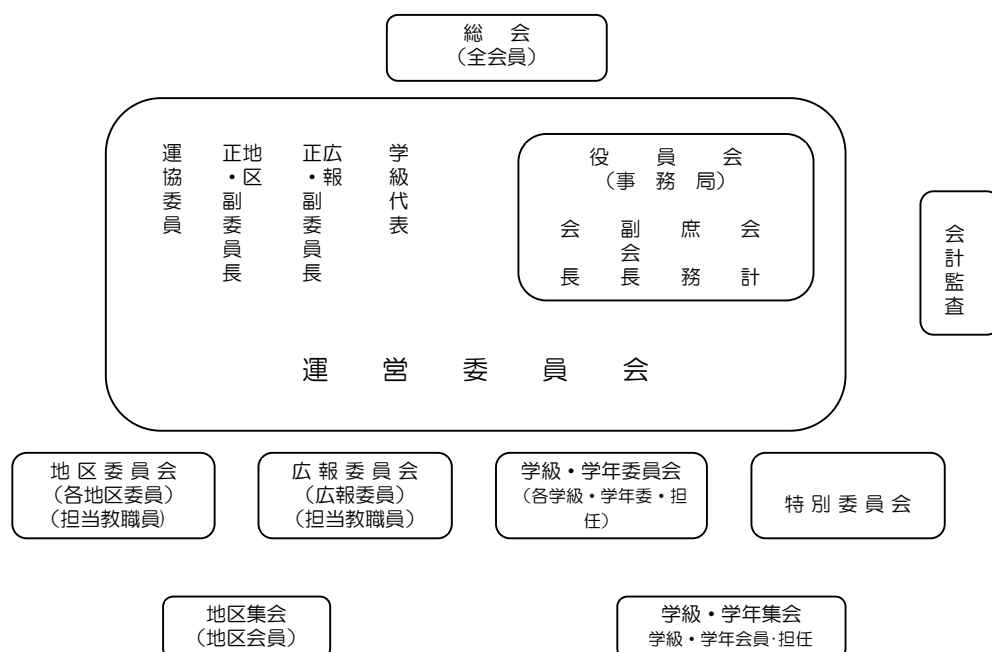
電話 042 (463) 2661

目 次

P T Aのしおり	3
西東京市立谷戸小学校 P T A会則	4
第1章 総 則	4
第2章 役 員	4
第3章 会 議	4
第4章 委 員 会	5
第5章 経 理	5
第6章 会計監査	6
第7章 細 則	6
第8章 会則の改正	6
細 則	7
役 員 選 出 規 程	10
弔 慰 規 程	12

このしおりと会則は会員である期間中、大切に保存してください。
改正変更等があった場合は、通知しますのでその箇所を訂正してください。

谷 戸 小 学 校 P T A 組 織 図



P T Aのしおり

はじめて会員となられる方に

P T Aとは何でしょう。このしおりを手引きに、P T A活動に参加され、会員のみなさんの力で堅実で明るいP T Aを育ててまいりましょう。

- ・ P T Aについて

P T Aという言葉は、親（ペアレンツ）のP、教職員（ティーチャー）のT、会（アソシエーション）のAという頭文字からとった名称です。『保護者と教職員の会』という意味です。

- ・ その目的は

子供たちのすこやかな成長を目指し、保護者と教職員が一緒になって教育上の諸問題について協議し、併せて会員の教養を高めることを目的として、様々な活動を行っています。

- ・ 会の組織

この会の活動を円滑に進めるために別表のような組織により運営しています（前ページ組織図参照）。

- ・ 会員の活動

会員のひとりひとりが学級集会、地区集会に参加し、ここでどんなことでも話し合うことができます。

1. 学級集会＜校内活動＞

各学級の保護者と担任の先生によってつくられる最小の集会で、会員相互の理解や学習の場として大きな意義をもっています。

この学級集会での話し合いが、P T A活動の基盤となるものです。ここでいろいろ話し合われたことがらが、問題の内容によって学年委員から運営委員会に持ちよられ、話し合われます。

2. 地区集会＜校外活動＞

同じ地域にある保護者と各地区担当の先生が、子供の校外生活について家庭内の動きを通してなんでも話し合い、互いに理解し合う場です。ここで話し合われたことがらは、学級集会と同じように問題の内容によって委員から地区委員会に報告され、さらに運営委員会に持ちよられて話し合われます。

西東京市立谷戸小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 名称と事務局

この会は谷戸小学校 PTA と称し、所在地を谷戸小学校におく。

谷戸小学校所在地

東京都西東京市緑町 3-1-1

第 2 条 目的と活動

この会は会員の協力によって、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし、次の活動を行う。

1. 家庭と学校の協力によって、児童の生活向上をはかり、教育環境の改善につとめる。
2. 会員相互の親睦を深め、会が正しく発展するための自主的活動をする。

第 3 条 基本方針

1. この会は営利的、宗教的、政治的に利用されてはならない。
また、いかなる団体、機関の干渉も受けない。
2. この会は児童の教育と福祉を目的とする他の団体、機関と協力し、またその連合の活動に参加することができる。
3. この会は学校経営、学校人事に干渉せず、また学校の教育方針を妨げない。

第 4 条 会 員

1. この会は、谷戸小学校に在籍する児童の保護者および教職員が会員となり構成する。
2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
3. 会員は会費を納入する。

第 2 章 役 員

第 5 条 この会は次の役員をおく。

1. 会 長 1 名 会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 3 名（内教職員 1 名） 会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
3. 庶 務 4 名（内教職員 1 名） 会の事務を担当する。
4. 会 計 3 名（内教職員 1 名） 会計事務一切を担当する。

第 6 条 役員の選出は、別に定める役員選出規定に基づき選出する。

第 7 条 役員の任期は一年（毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日まで）とする。ただし、本人の意思による立候補に限り再選を妨げない。

第 8 条 役員に欠員が生じた場合は、別に定める細則によって補充する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 役 員 会

役員会は P T A 全体の企画運営をはかり、他校との連絡調整にあたる。

第 10 条 役員会は役員をもって構成する。

第 3 章 会 議

第 11 条 総 会

総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

総会とは定期総会、臨時総会である。総会の開催通知は開催 5 日前までに議案書を添えて公示する。会議の議決は出席者の過半数による。

1. 定期総会

毎年 5 月に開き、会員数の 2 / 3 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

付議すべき事項

- 1) 活動経過報告と決算の承認
- 2) 活動計画および予算の決定

- 3) 会則の改正・変更
 - 4) その他、この会の活動に関する事項
 - 2. 臨時総会
必要に応じて開き、会員数の2/3以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
臨時総会は次の場合開く。
 - 1) 運営委員会が必要と認めたとき
 - 2) 会員の1/3以上が請求したとき
- 第12条 運営委員会
- 1. 運営委員会は役員、学年委員、地区正・副委員長、広報正・副委員長、運協委員をもって構成する。特別委員会は活動期間中構成する。
 - 2. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり必要に応じて開催し、次の事項につき協議する。
（ただし、緊急の場合は会長が召集し開催することができる。）
会議の議決は出席者の過半数による。
 - 1) 総会に提出する議案の作成
 - 2) 総会で承認された活動計画および予算の具体的執行
 - 3) 各委員会の活動計画の審議・実施状況報告ならびに各委員会間の連絡調整
 - 4) 緊急問題の処理
 - 5) 細則の改廃
 - 6) 次期役員の承認
 - 7) その他、会の運営上必要な事項

第4章 委員会

- 第13条 学年委員会
- 1. 学年委員会は学年委員と各学級担任をもって構成する。
 - 2. 学年委員会は学級集会の運営の円滑化をはかり、PTA活動を推進するために、一般会員の声を運営委員会に反映させる役目を果たす。
- 第14条 地区委員会
- 1. 地区委員会は、各地区委員と地区委員会担当の教職員をもって構成する。
 - 2. 地区委員会は、校外におけるPTA活動を推進するために、地域と学校との緊密な連絡をはかる。また、地域の団体との協力・地区集会等の開催・通学路の安全確保・児童の非行防止・地区児童会の活動の協力等の地区活動を行う。
 - 3. PTA事務局経験者は正委員長、副委員長の辞退権を有する。
- 第15条 広報委員会
- 1. 広報委員会は、広報委員と広報委員会担当の教職員をもって構成する。
 - 2. 広報委員会は、PTA活動を推進し、より理解を深めるために機関紙、広報「やと」を企画・編集発行する。
 - 3. PTA事務局経験者は正委員長、副委員長の辞退権を有する。
- 第16条 運協委員会
- 運協委員会は当該学年の各1名を選出する。
- 第17条 特別委員会
- 1. 委員会の構成、設置期間等については、目的に応じて運営委員会においてその都度定める。
 - 2. 予算委員会、その他必要に応じて構成される委員会で運営委員会の承認を得ておくことができる。

第5章 経 理

- 第18条 この会の経理は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第19条 この会の会費は、会員1名につき月額170円とする。8月と3月は該当月とせず、年額1,700円とする。ただし、会員の家庭状況により会費は減免することができる。
- 第20条 この会の予算は総会において承認され、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第6章 会計監査

- 第22条 この会の経理を監査するために会計監査2名をおく。任期は1年とし、再任は認めないものとする。
- 第23条 この会の監査は、定期監査と臨時監査とする。定期監査は9月および決算後とする。必要に応じて臨時監査を行うことができる。
- 第24条 決算後の監査の結果は総会に報告し、その他の監査の結果は必要に応じてその都度運営委員会に報告する。

第7章 細 則

- 第25条 この会の細則の制定・改廃は学級討議の上、運営委員会の議決による。またその結果は全会員に報告する。

第8章 会 則 の 改 正

- 第26条 会則の改正は総会の承認をもって決定する。
ただし、改正案は総会の少なくとも5日前までに全会員に知らせなければならない。

附 則

- 第1条 本会則は昭和43年3月13日より施行する。
- 第2条 本会則の修正条文は昭和45年2月28日より施行する。
- 第3条 本会則は昭和54年5月28日より施行する。
- 第4条 本会則の修正条文は昭和59年4月1日より施行する。
- 第5条 本会則は昭和61年5月19日より施行する。附
- 第6条 本会則は平成3年5月20日より施行する。
- 第7条 本会則は平成5年5月31日より施行する。
- 第8条 本会則は平成10年5月17日より施行する。
- 第9条 本会則は平成12年5月21日より施行する。
- 第10条 本会則は平成14年5月21日より施行する。
- 第11条 本会則は平成16年5月22日より施行する。
- 第12条 本会則は平成17年5月28日より施行する。
- 第13条 本会則は平成21年5月29日より施行する。
- 第14条 本会則は平成26年5月22日より施行する。
- 第15条 本会則の修正条文は令和2年9月29日より施行する。
- 第16条 本会則の修正条文は令和5年5月31日より施行する。
- 第17条 本会則は令和6年5月27日より施行する。

細 則

西東京市立谷戸小学校 P T A

I. 役 員

1. 役員は他の役員、委員と兼任することはできない。
2. 役員の欠員補充については、次のとおりとする。
 - 1) 会長は副会長（保護者）が昇格する。
 - 2) 副会長、庶務、会計は運営委員会において決定する。
 - 3) 役員の補充が行われた場合は、全会員に通知する。
3. 会長は主に次の事項を行う。
 - 1) P T A総会を開催する。
 - 2) 各種委員会を開催する。
 - 3) 式典・行事・会議等へ出席する。
 - 4) その他、会長として必要事項を行う。
4. 副会長は主に次の事項を行う。
 - 1) 司会進行（総会・運営委員会）を行う。
 - 2) ベルマークに関する事務を総括する。
 - 3) その他、会長補佐として必要事項を行う。
5. 庶務の処理事項は次のとおりとする。
 - 1) 会合、行事等の記録を整理保管する。
 - 2) 会員、役員、委員名簿を作成し、連絡先を確保する。
 - 3) 必要な資料、統計、文書の作成をし、印刷配布をする。
 - 4) その他、会務執行上必要な事務を行う。
6. 会計の処理事項は次のとおりとする。
 - 1) 会費の徴収ならびに予算執行に関する一切の事務および関係諸帳簿の整理保管をする。
 - 2) 会の財産の管理および関係諸帳簿の整備をする。
 - 3) 総会に対する決算報告書の作成をする。
 - 4) その他、会計に関する必要事項を行う。

Ⅱ. 委員会

1. 学年委員会

- 1) 各学級より学年委員 2 名を選出する。
- 2) 学年委員は運営委員会に出席する。
- 3) 各学級・学年活動のほかに次の活動を行う。
 - ・ベルマーク活動のサポートを行う。
 - ・校庭の芝生維持・管理のサポートを行う。
 - ・役員と会員との必要事項伝達・連絡を取る

2. 地区委員会

- 1) 各地区より地区委員 2 名以上と地区委員会担当の教職員 1 名を選出する。又その地区の必要に応じて、若干名の班長をおくことができる。
- 2) 第 1 回の地区委員会は、会長が招集する。
- 3) 地区委員は互選により代表 3 名（正 1 名・副 2 名。以降 地区三役）を選出する。または、役員候補者選出会（互選会）に参会し、地区三役候補者を選出する。
- 4) 代表 2 名は運営委員会に出席する（委任を含む）。

3. 広報委員会

- 1) 各学級より広報委員を 1 名と広報委員会担当教職員 1 名を選出する。
- 2) 第 1 回の広報委員会は会長が招集する。
- 3) 広報委員は、互選により代表 2 名（正・副委員長）を選出する。
- 4) 代表 2 名は運営委員会に出席する（委任を含む）。

Ⅲ. 会計監査

1. 会計監査の補充については、運営委員会において決定する。
2. 会計監査は、他の役員・委員と兼任することができない。

Ⅳ. その他

1. 校長は学校経営の責任者として、必要に応じて各会合に出席し意見を述べるができる。

附 則

1. 本細則は昭和 42 年 3 月 13 日より施行する。
2. 本細則の修正箇所は昭和 45 年 2 月 28 日より施行する。
3. 本細則は昭和 54 年 5 月 28 日より施行する。
4. 本細則は昭和 61 年 5 月 19 日より施行する。
5. 本細則は平成 2 年 5 月 22 日より施行する。
6. 本細則は平成 8 年 5 月 19 日より施行する。
7. 本細則は平成 10 年 5 月 17 日より施行する。
8. 本細則は平成 13 年 5 月 20 日より施行する。
9. 本細則は平成 15 年 5 月 19 日より施行する。
10. 本細則は平成 15 年 9 月 4 日より施行する。
11. 本細則は平成 22 年 3 月 11 日より施行する。
12. 本細則は平成 25 年 1 月 23 日より施行する。
13. 本細則は平成 27 年 4 月 21 日より施行する。
14. 本細則は平成 30 年 1 月 16 日より施行する。
15. 本細則は令和 2 年 9 月 29 日より施行する。
16. 本細則は令和 3 年 2 月 22 日より施行する。

役員選出規程

西東京市立谷戸小学校 P T A

1. 総 則

- 第1条 役員選出委員会の管理のもと、1～5 学年の会員から役員候補予定者及び地区三役候補予定者を選出する。
- 第2条 役員候補予定者及び地区三役候補予定者は役員候補者選出会（以降 互選会）に参加し、役員候補者及び地区三役候補者を決定する。互選会は公開とする。決定された事項について、運営委員会で承認を得る。
- 第3条 役員候補予定者及び地区三役候補予定者は、互選会に欠席した場合も、役員候補予定者及び地区三役候補予定者とみなし、公平な互選を行う。
- 第4条 過去に役員（事務局）、地区三役、および平成 26 年度以降の広報二役を経験している場合は、辞退権を有する。

2. 役員選出委員会

- 第5条 目的
本委員会は、次期役員の候補者及び地区三役の候補者を選出することを目的とする。
- 第6条 構成
本委員会は、会員 6 ～ 1 0 名（教職員 1 名含む）によって構成される。
・役員選出委員は役員候補予定者及び地区三役候補予定者となれない。
・役員選出委員は原則として 6 学年在学末子の会員とする。
・委員の互選によって、正・副委員長を選出する。
委員長 1 名 副委員長 2 名（内教職員 1 名）
- 第7条 任期
本委員会は 4 月に委員会を構成する。
本委員会の任期は 3 月 3 1 日をもって終了する。
- 第8条 任務
本委員会は総則に従い、互選会を開き、役員候補者及び地区三役候補者を選出する。
本委員長は互選会の経過及び結果を全会員に報告する。

附 則

- 第1条 本役員選挙規程は昭和42年3月13日より施行する。
- 第2条 本役員選挙規程は昭和54年5月28日より施行する。
- 第3条 本役員選挙規程は昭和61年5月19日より施行する。
- 第4条 本役員選挙規程を「役員選出規程」と改め、平成3年5月21日より施行する。
- 第5条 本役員選出規程は平成9年5月17日より施行する。
- 第6条 本役員選出規程は平成10年5月17日より施行する。
- 第7条 本役員選出規程は平成17年3月9日より施行する。
- 第8条 本役員選出規程は平成26年9月11日より施行する。
- 第9条 本役員選出規程は令和3年2月22日より施行する。

弔 慰 規 程

西東京市立谷戸小学校 P T A

1. 会員死亡のとき 5,000 円
2. 在籍児童の死亡のとき 5,000 円
その他の時は、状況に応じて協議して決める。
教職員の伴侶及び子供に対しても「その他」に該当する。

附 則

1. 本慶弔規程は昭和 4 1 年度より実施する。
2. 本規程は昭和 5 4 年 5 月 2 8 日より実施する。
3. 本規程は昭和 6 2 年 5 月 2 2 日より実施する。
4. 本規程は平成 1 0 年 5 月 1 7 日より実施する。
5. 本規程は令和元年 5 月 1 3 日より実施する。